

一般名処方の実施について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして一部のお薬に対して、一般名処方を実施しております。

薬の名前には「商品名」と「一般名」の2種類があります。「商品名」は製薬会社が薬を販売するためにつけた名前です。製薬会社によって異なります。一方、「一般名」は薬の有効成分の名前のことをいいます。

医師は「一般名」で処方します。(ジェネリックが存在しない薬などに対しては、「商品名」での処方となります。)患者さんは処方箋を持って調剤薬局へ行き、数種類ある医薬品の中から薬を選択します。その際、患者さんのご希望を伝えたくて、調剤薬局の薬剤師から薬の情報と説明を納得するまで受け、よく相談してから薬を選択してください。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたらスタッフまでご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(※詳しくは厚生労働省ホームページ「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」をご参照ください。)